

介護保険

○介護保険制度とは

私たちが年をとったときに必要になる介護を、家族だけでおこなうのではなく、社会全体で支えていこうという仕組みが、介護保険制度です。

この制度は、保険料と税金でまかなわれます。

入浴、排泄、食事などの日常生活に介護が必要となったとき、市から介護の必要度について認定を受けると、介護サービスを受けることができます。(居宅で介護サービスを受ける場合は支給限度額の範囲内)

○被保険者

65歳以上の市民と、40～64歳で医療保険(国民健康保険、職場の健康保険等)に加入している市民全員です。

(1) 第1号被保険者:65歳以上の市民全員

(2) 第2号被保険者:40～64歳で医療保険に加入している市民全員

第1号被保険者と第2号被保険者では、保険料の負担方法やサービスを受ける条件などが、それぞれ異なります。

算定に関する問い合わせ先

西宮市役所高齢介護課

0798-35-3313

○保険料

第1号被保険者と第2号被保険者は、それぞれ保険料についての問い合わせ先が異なります。

納付に関する問い合わせ先

第1号被保険者については

西宮市役所高齢介護課

0798-35-3148

第2号被保険者については加入している医療保険者

○介護サービスを受けるには

(1) どのようなとき

65歳以上で介護が必要な場合、または、40～64歳の人については加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する特定疾病(パーキンソン病など16種類)により介護が必要になったときに限って、介護サービスを受けられます。

(2) 要介護認定

介護保険サービスを受けるには、市役所に申請書類を提出し、介護の必要度について、「要介護認定」を受ける必要があります。申請を受けて認定調査がおこなわれ、その調査内容と医師の意見書をもとに、介護認定審査会で、介護の必要度が判定されます。(要支援1～2、要介護1～5の7区分)

(3) ケアプランの作成

認定されると、原則として、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネジャー)に、要支援1、2の人は地域包括支援センターに居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼し、その計画に基づいて、必要なサービスを利用できます。

問い合わせ先 要介護認定の申請など

高齢介護課 認定相談チーム

0798-35-3133・3348

介護保険サービスの内容など

高齢介護課 給付・適正化チーム

0798-35-3048

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。